

町の人口 (3月1日現在) (先月1日比)

人口	7,882人	減	19人
男	3,912人	減	5人
女	3,970人	減	14人
世帯数	4,450世帯	減	8世帯

2月中の異動 転入ほか……26人 (うち出生 6人)
 転出ほか……45人 (うち死亡22人)

各地域の人口・世帯数 (3月1日現在) ※外国人含む

	世帯数	男	女	人口計
三根	2,068	1,830	1,856	3,686
大賀郷	1,499	1,299	1,306	2,605
檜立	289	260	266	526
中之郷	385	356	370	726
末吉	209	167	172	339

第49回フリージアまつり開催中!!



4月4日(土)・5日(日) は各所でフリージアインフィオラータが展示されます!

目次

- | | |
|--------------------------------|--|
| 02-05 ▶ 平成 27 年度施政方針 | 15 ▶ 65 歳以上の方への肺炎球菌ワクチン予防接種費用一部扶助について ほか |
| 06 ▶ 平成 27 年度一般会計予算額 | 16 ▶ 子ども家庭支援センターからのお知らせ |
| 07-08 ▶ 檜立自治会 対話集会 | 17 ▶ 犬の登録・狂犬病予防注射のお知らせ |
| 08 ▶ 町立八丈病院運営協議会議事要旨 | 18 ▶ 環境だより / 4月の航路ダイヤ |
| 09 ▶ 国民年金 / 介護保険のお知らせ | 19 ▶ 教育委員会だより / 春の全国交通安全運動 |
| 10-11 ▶ 税のお知らせ / 国保だより ほか | 20-21 ▶ 図書館からのお知らせ ほか |
| 12 ▶ 子どもの定期予防接種のお知らせ ほか | 22 ▶ し尿・雑排水などの収集運搬業務の休業日のお知らせ ほか |
| 13 ▶ 母子保健 / 交通少年団員募集 | 23 ▶ 水道だより / 町長上京日記 |
| 14 ▶ 島外医療機関へ通院される方への交通費一部助成 ほか | 24-26 ▶ お知らせ掲示板 |
| | 27-29 ▶ 参加しませんか? 募集しています! |

平成 27 年度施政方針

八丈町長 山下奉也

平成 27 年 3 月 3 日 (火)

第一回八丈町議会定例会

平成 27 年第一回八丈町議会定例会の開催にあたり、私の町政に関する所信の一端と施策の概要を申し上げ、議員各位ならびに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

【はじめに】

23 年 9 月の八丈町長就任から、4 年が経過しようとしています。この間、八丈町議会をはじめ、町民の皆様より多くのご意見を賜りました。これらのご意見を今後の町政に活かすため、鋭意取り組みます。

昨年、日本の人口の現状と将来の姿を示し、今後目指すべき将来の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」が、政府によりまとめられました。このビジョンでは、結婚から出産、子育てまでの切れ目のない支援や、都市部から地方へ移転しやすい環境づくりが掲げられています。こうした国政の流れを注視し、本町の地域特性や可能性を生かした地方創生の取り組みとして、八丈町で初めての女性管理職を、子育て支援の充実を図るため、福祉健康課に配置します。また、定住促進・雇用対策への取り組み強化を女性の視点から推進するために、企画財政課企画情報係へ女性係長職を配置します。

本年 4 月 1 日は町制施行 60 周年の節目の日となります。この町制施行 60 周年を機に、「町歌」を制定しましたが、これから、島内のさまざまな場面で、皆さまに親しまれ、永く歌い継がれていくことを期待します。また、記念式典の際に行なわれ、好評だった子ども議会は、町の将来を担う子どもたちに、行政と議会の仕組みを理解してもらういい機会となりました。教育現場からの要望もあり、子ども議会を恒例化し、係長級職員への研修的な要素も盛り込む形で行います。

八丈町の財政事情は、厳しい状況のままですが、安定的組織運営を図るため、複線型人事制度など多角的な人財活用を検討し、行財政改革を引き続き推進する一方、島の未来に必要な施策は、積極的に事業展開を図ることも必要であると考えます。

【主要施策】

【基本計画・総合戦略】

地方創生の流れのなかで、政府は地方に対しても「地方版総合戦略」の策定を求めています。また、町では 27 年度から「基本構想後期計画」の策定に着手し、安心・安全な暮らし、定住化の促進、少子高齢化への対応、雇用の創出などの施策を盛り込んでいきます。地方創生の理念を踏まえ、「八丈町基本構想基本計画」と「八丈町総合戦略」を実効性のあるものとしします。

【再生可能エネルギー】

地熱発電に対する住民の皆様のご理解も深まりましたが、臭気対策を始めとする技術的な

課題には、十分に配慮し取り組みます。今後、東京都と連携のうえ、東京電力との協力を深め、地熱発電拡大を積極的に推し進めます。

【マイナンバー（社会保障・税番号制度）】

社会保障・税番号制度の導入に伴い、28年1月より個人番号カードの交付受付を開始し、住民サービスの向上と行政の効率化を図ります。制度の円滑な導入と、個人情報外部に漏れいすることのないよう、個人情報保護に万全を期します。

【防災対応】

広島県の豪雨や御嶽山の噴火など、全国的に大規模な災害が続いています。噴火を含めた災害の発生を想定し、啓発用パンフレットを作成します。

【納税】

貴重な自主財源である町税については、住民の皆様の納税意識も高まり、収納率は、年々大きく伸びている状況です。

引き続き納税の大切さをご理解いただきながら、今後も速やかな滞納処分と適切な納税緩和措置など、納税秩序の維持と税収の確保に努めます。

【環境衛生】

八丈町に合致した廃棄物処理方法を構築するために、廃棄物の発生と発生抑制のための普及啓発活動を実施します。

また、大量に発生し住民生活に影響を及ぼすヤンバルトサカヤステなどの外来生物に対して、発生源対策を実施します。

【生活排水処理】

合併処理浄化槽の普及や、適正管理の啓発に積極的に取り組み、八丈町の自然環境の保全と町民の生活環境の向上を図ります。また、汚泥再生処理センターにおいて、し尿および浄化槽汚泥、給食センターなどから排出される生ごみを併せて処理し、堆肥化をします。

【児童福祉】

子育てについては、「八丈町子ども・子育て支援計画」を策定しました。この計画に基づき、安心して子育てができる支援をします。保育料については、利用者の負担軽減の改正を行います。

【高齢福祉】

高齢者がいつまでも元気で活動できる町づくりを目指し、シルバー人材センターの運営や、老人クラブの活動を支援します。

また、27年度は檜立ゲートボール場の整備を実施します。

【介護保険】

高齢化率の上昇に伴い、介護サービス利用者は増加傾向にあり、65歳以上の方には、保険料の増額のご負担をお願いしなくてはなりませんので、ご理解ください。今後も、介護サービスについては、関係機関と連携し適切に対応します。

【障がい福祉】

障害福祉サービスを必要とする方の多様化するニーズを把握し、関係機関との連携を行いながら、個々のニーズに沿ったきめ細やかなサービスを提供します。

【保健事業】

町民の疾病予防・健康づくりのための各種検診などについては、受診率の向上を目指し、実施環境・体制をより受診しやすいものにします。

【温泉事業】

各施設利用者のニーズに応え、健康増進・観光資源として快適に利用できるよう、施設整備・改修を図ります。また、洞輪沢温泉も、営業が継続できるよう対処します。

【土木・町営住宅事業】

国からの社会資本整備総合交付金事業においては、災害時に坂下と坂上を結ぶ避難用道路として、中道伊郷名線（通称防衛道路）を道路改良事業で施行します。

市町村土木補助事業においては、檜立中之郷線ほか8路線を道路改良事業で施行します。

また、町営住宅については、三根地域において、老朽化した中道団地の建替え事業を実施します。

【農業関連事業】

共撰共販体制の強化と産地化を進め、農業基本構想の改正を踏まえて、今後生産施設などの整備と更なる基幹作物の充実による農業振興を推進します。「担い手研修センター」については、規模拡大を図り、新規就農者の円滑な受入体制を整えます。また、雇用創出につながる、新しい商品開発や加工製品の販路拡大を積極的に支援します。

【観光・商工振興】

観光振興については、さまざまな合宿・文化交流の取組みを継続し効果的な集客を図ります。サッカーやフットサル、野球などのスポーツ大会を通して、島内島外の交流を図り、スポーツ施設の活用に取り組みます。また、商工の振興については、新しい物産展にも積極的に参加して、地産品の宣伝および販売促進に努めます。

【水産業振興】

「つくり育てる漁業」は、今後新たな栽培漁業についての取組み体制を関係機関の協力を得ながら事業化につなげます。

後継者対策としては、新規参入者の受入体制の整備を検討します。また、商品開発は、重要な地産地消活動と位置づけ、今後も販路拡大の取組みを支援します。

【消防】

火災や各種災害に対処するため、耐震性貯水槽の増設、消防救急無線デジタル化事業の整備などを行います。また大規模災害にも対応できるよう、消防団員の教育訓練をはじめ、各種関係機関との協力体制を強固なものにし、組織力の強化に努めます。さらにAED講習会など、町民の救命意識の向上を図るとともに、住宅用火災警報器の設置推進に向け、広報活動を実施します。

【教育委員会制度の見直し】

教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、教育委員会との連携の強化を図ります。

【学校教育の充実・学校給食】

学校教育では、全ての子供たちが確かな学力を身につけ、豊かな心や体を育み、たくましく生きていくために、義務教育の9年間を通して継続的で一貫性ある指導を推進し、子供たちの「生き抜く力」を根付かせます。

また、食育推進の観点から学校給食を活用した食に関する指導の充実を図ります。

【生涯学習と文化の振興】

三根公民館の建替えは、27年度には実施設計を、28年度から建設工事を予定しており、30年4月の供用開始を目指します。

故團伊玖磨氏ゆかりの地八丈島に、全国の合唱愛好家が集い、合唱組曲「筑後川」を合唱する音楽会「筑後川イン八丈島」を開催します。

【水道事業】

現在、水道料金の集金委託を行っていますが、10月より廃止し口座引き落とし、または納付書による納付に変更し、業務の改善を図ります。

国の補助制度改正に伴う、29年3月の上水道と簡易水道の事業統合の準備を進めます。

【一般旅客自動車運送事業（バス事業）】

路線バスは、老朽化バスの代替車両を購入し、業務改善に努めます。貸切バスは、観光の動向や島内イベントなどと併せて、他方面への誘致活動と観光関係機関と協力し収益の確保に努めます。

【病院事業】

病院事業は、安心安全な生活を送る社会基盤として必要な医療提供に努めていますが、医療従事者の確保など厳しい経営状況です。東京都や各大学病院との連携により、住民の身近な病院として医療環境の充実に努めます。

【おわりに】

以上、27年度の主な施策の概要について、申し上げました。

27年度の各会計の予算額は、一般会計74億7千万円、特別会計28億3千万円、企業会計26億9千万円、合計で、約129億9千万円であり、前年度と比較しますと、予算総額で0.2%の減となりました。

これらの施策を、着実に遂行することで「住民が主役の町づくり」を目指し、町民の皆様のご理解のもと全力で取り組みます。

ここに、重ねて、議員各位ならびに町民の皆様のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。施政方針といたします。

平成27年度一般会計予算額 74億6605万5千円

－前年度比 0.1%増－

歳入 (単位：千円)		
款	本年度 予算額 (A)	本年度 予算構成費%
町税	928,100	12.4
地方譲与税	64,245	0.9
地方消費税交付金	152,379	2.0
自動車取得税交付金	14,988	0.2
地方交付税	2,112,000	28.3
分担金および負担金	53,286	0.7
使用料および手数料	188,595	2.5
国庫支出金	352,525	4.7
都支出金	1,943,688	26.0
繰入金	686,001	9.2
諸収入	149,781	2.0
町債	792,400	10.6
その他	28,067	0.5
利子割交付金	3,082	0.1
配当割交付金	8,547	0.1
株式譲渡所得割交付金	5,097	0.1
地方特例交付金	698	0.0
交通安全対策特別交付金	4,000	0.1
財産収入	6,640	0.1
寄附金	2	0.0
繰越金	1	0.0
	7,466,055	100.0

歳出 (単位：千円)		
款	本年度 予算額 (A)	本年度 予算構成費%
人件費	1,202,174	16.1
物件費	1,453,193	19.5
維持補修費	281,709	3.8
扶助費	575,759	7.7
補助費など	703,432	9.4
普通建設事業費	1,917,340	25.6
補助事業費	294,062	3.9
単独事業費	1,623,278	21.7
公債費	771,041	10.3
繰出金	519,468	7.0
積立金	0	0.0
その他	41,939	0.6
災害復旧事業費	6	0.0
投資および出資金	0	0.0
貸付金	27,400	0.4
予備費	14,533	0.2
	7,466,055	100.0

各会計予算状況 (単位：千円)					
会計	本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	比較 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)%	
一般会計	7,466,055	7,455,619	10,436	0.1	
特別会計	2,828,793	2,602,012	226,781	8.7	
用品会計	3,181	3,209	▲28	▲0.9	
介護保険特別会計	991,533	943,445	48,088	5.1	
後期高齢者医療特別会計	190,722	193,708	▲2,986	▲1.5	
国民健康保険特別会計	1,543,838	1,353,637	190,201	14.1	
浄化槽設置管理事業特別会計	99,519	108,013	▲8,494	▲7.9	
公営企業会計	2,690,340	2,954,291	▲263,951	8.9	
水道事業会計	951,288	814,518	136,770	16.8	
一般旅客自動車運送事業会計	164,911	200,827	▲35,916	▲17.9	
病院事業会計	1,574,141	1,938,946	▲364,805	▲18.8	
合 計	12,985,188	13,011,922	▲26,734	▲0.2	

一般会計から特別会計への繰出の状況 (単位：千円)					
会計	本年度繰出金 (A)	前年度繰出金 (B)	比較 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)%	
国民健康保険特別会計	183,963	166,055	17,908	10.8	
介護保険特別会計	163,745	156,453	7,292	4.7	
後期高齢者医療特別会計	123,417	124,859	▲1,442	▲1.2	
浄化槽設置管理事業特別会計	48,343	49,579	▲1,236	▲2.5	

一般会計から公営企業会計への繰出の状況 (単位：千円)					
会計	本年度繰出金 (A)	前年度繰出金 (B)	比較 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)%	
水道事業会計	15,563	40,151	▲24,588	▲61.2	
一般旅客自動車運送事業会計	50,375	53,635	▲3,260	▲6.1	
病院事業会計	256,753	376,376	▲119,623	▲31.8	

檜立自治会 対話集会

◇2月11日（水）に行われた「檜立自治会」での対話集会の内容は次のとおりです。

【檜立自治会からの要望】

■質問1： 都道沿いの歩行者への安全対策について

ガソリンスタンド（阪上自動車）前の歩道から崖下をのぞく小学生を時々見かけ注意しています。ここは通学路になっていて、以前中学生が落ちたこともあるので、安全な高さのフェンスの設置や、注意の看板などを立てることができないでしょうか？

□回答1： このことに関しては八丈支庁の回答とします。

フェンスは、歩行者等の転落防止を目的としており、通常の歩行に際しての危険はありませんが、フェンスから身を乗り出すといった行為について注意喚起のため、支庁土木課で看板を作成し設置するようにします。

また、町としても、三原小・中学校へは、児童・生徒への注意を呼びかけていきます。

■質問2： 湯浜団地の建てかえについて

康政里の湯浜団地の建てかえ計画の有無を伺いたい。島内の町営住宅は次々に建てかえられていて、湯浜団地がいちばん古い建物になるそうです。もし建てかえ計画があるなら早めに心構えをしておきたいので、その時期や場所などを公表できる範囲で教えていただきたい。

□回答2： 八丈町公営住宅等・長寿命化計画により、平成34年度をめどに建て替え計画になっていますので、入居者の状況を勘案しながら、建物の規模や建て替え地の検討に入りたいと考えています。

■質問3： 3校合同の部活動に参加する中学生への交通費の支援について

中学校の部活動は、生徒数の減少により3校合同チームで活動している部もあるようですが、その合同練習に参加するための交通手段の確保が課題になっています。町教育委員会も補助してくれており助かっていますが十分とは言えず、やむを得ず土・日は保護者が送迎、平日は路線バス（往復数百円かかる）を使用しており負担が大きいです。中学生の部活動目的の路線バス利用については無料にするとか、100円程度にするとか、何かしらの配慮をいただけないでしょうか。

□回答3： 公式戦前の平日合同練習については、現在、町で負担しています。平成27年度は、夏休みの平日についても町で負担し、保護者の方の負担軽減を図ります。合同の練習場所は、一箇所に偏らずに、もち回りで行います。バス料金の要望ですが、適正運賃での運行が国より求められており、そうした支援はできないため、引き続き保護者のご理解・ご協力をよろしく願います。

【檜立老人会からの要望】

■質問4： 老人むけの防災訓練について

大きな災害が起きる可能性があることを考えて、老人むけに毎年1回は実際の訓練指導をやっていただけないか。（老人会の会合のとき、講習会程度の内容でかまいません。）

□回答4： 今回のご要望は、大変ありがたい機会だと思っていますので、日程を調整し実施したいと思います。よろしく願います。

■質問5： 観光面の宣伝と利用者の拡大について

檜立向里温泉近くの道路の脇あたりに足湯場を設置していただけないか。入浴する時間が無い人や、温泉に来て入浴しないで待っている人などに、足湯に浸かってのんびりしてもらえれば良いサービスになると思います。（中之郷の浜では遠すぎる。）

□回答5： 八丈島内に6つの温泉と足湯1カ所があり、建設経費はもちろん、維持管理費の増加が課題です。町は、温泉を観光に寄与すること、また住民の方の健康増進施設として位置づけ管理運営を行っています。ご要望は拝聴しますが、町の財政が厳しい中、優先的な事業があることも、ご理解いただくよう願います。

■質問6： 八丈島の宣伝について

観光面での八丈島の宣伝にもっと力を入れてください。一般の住民の方にも活用できる簡単なパンフをたくさん作って、協力してもらうような方法はないでしょうか。例えば、荷物を送る時などにパンフレットを一緒に入れられれば良い宣伝になると思います。（現在どんな種類のパンフがあって、どこに置いてあるのか知らない人が多いので、パンフの紹介などもお願いします。）

□回答6： 以下にパンフレットを紹介します。

- ① 八丈島の自然、温泉、特産品、黄八丈などを掲載した総合パンフレット
- ② 飲食店、宿泊施設、レンタカー、特産品などを掲載したガイドマップ
- ③ 各地域の観光スポットなどを掲載した観光地図も作成しています。

そのほか、名所旧跡、温泉、スポーツ施設など、用途に応じたパンフレットも用意しています。これらは、町役場、各出張所、観光協会、空港などに置いてあります。観光客の誘致には、宣伝活動が重要です。みなさまのご協力をよろしく申し上げます。

その他意見

[櫻立婦人会からの意見]

生ごみの減量化などについて

婦人会でおこなった生ごみのアンケート集計が出来上がり、そのグラフをもとに、生ごみの減量化と、枝葉や草の処理方法などについて町への質問と要望がありました。

町立八丈病院運営協議会議事要旨

■問い合わせ■ 町立八丈病院
電話 2-1188

平成 27 年 2 月 17 日 (火) 午後 6 時 町立八丈病院会議室

- 報告事項 1) 平成 26 年度収支見込について 2) 平成 26 年度患者数の動向について
3) 医師および職員の動向について 4) その他

委員の意見など

○リハビリ腰牽引治療の待ち時間が長いので増台を要望します。

医療機器は 3 力年度計画で購入しており、更新しています。腰牽引器は現在、新式と旧式 2 台を保有しており、年度計画で更新していきますのでご了承ください。

○病院バス停留所での一旦停止について

路線バスの運行時間などを含めて可能か検討します。

○患者待合室のプライバシーについて

産婦人科においては、院内の配置などでやむを得ない面がある。産婦人科を訪れる患者さんに限らず院内では、患者さんがお互いに暖かく見守っていただきたいです。

○小児科の予約をインターネットからできないか。

予約のシステムを導入するとすれば、小児科だけでなく全科を対象として改修することになります。昨年度システム改修を行ったばかりで予算も高額になるため、すぐには困難です。

○院外薬局への FAX 送信について

4 月からの運用を予定しています。

○二階手洗いに歯ブラシなどが置いてあるが衛生面どうかと思います。

ご意見のとおり撤去しました。貴重なご意見ありがとうございました。

町立八丈病院運営協議会名簿 任期 平成 26 年 9 月 1 日～平成 28 年 8 月 31 日

三根地域	沖山重彦	金川津屋子	大賀郷地域	小栗卯雄	折田正江
櫻立地域	伊勢崎正恵	伊勢崎とし子	中之郷地域	佐々木弥重子	岡野眞理子
末吉地域	村山眞理子	松代勝子			
医師	岩淵一也		歯科医師	菊池一江	(敬称略)

他 都職員 1 名 町職員 3 名

町立八丈病院運営協議会は、病院の円滑な運営を図ることを目的に活動しています。病院の運営、診療、施設について何かありましたら、地域委員に問い合わせください。

国民年金

- 住民課医療年金係 電話 2-1123
- 港年金事務所 電話 03-5401-3211
- 日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>

【平成27年度の国民年金保険料は 15,590円です。】

国民年金保険料は、急速な少子高齢化に対応し制度の安定を図るため、平成17年度から平成29年度までの間、年度ごとに引き上げられることとなっています。

これにより、平成27年度の保険料については、340円引き上げられ15,590円となります。

なお、保険料の納め忘れがあると、将来受け取る年金が少なくなるだけでなく、年金が受けられなくなる場合もありますので、保険料は必ず納期内に納めましょう。

【国民年金保険料の納め忘れがある方へ～10年に延長されている後納制度が平成27年9月末で終了します～】

過去10年以内に国民年金保険料の納め忘れがある方は、申し込みにより、平成24年10月から平成27年9月までの3年間に限り、国民年金保険料を納めることができます。

※年金制度が改正され、国民年金保険料を納めることができる期間が過去2年から10年に延長されました。これを「後納制度」といいます。(過去2年以内の未納分は、これまで通り後納制度を利用しなくても納付可能です。)

※10年に延長とは、納めようとする月前10年以内の期間です。

(例)平成17年4月分の場合→平成17年4月末まで納付可能となります。

ご利用いただける方

- ① 20歳以上60歳未満の方で、10年以内に納め忘れの期間(納付・免除以外)や未加入期間がある方
- ② 60歳以上65歳未満の方で、①の期間のほか任意加入中に納め忘れの期間がある方
- ③ 65歳以上の方で、年金受給資格がなく任意加入中の方など

※65歳以上で、老齢基礎年金を受け取っている方は申し込みできません。

詳しくは「国民年金保険料専用ダイヤル」0570-0111-050まで。

▶▶各種問い合わせ

●一般的な年金相談に関する問い合わせ

0570-05-1165 (ナビダイヤル) PHS、IP電話、海外からは03-6700-1165 (一般電話)

受付時間 月曜日から金曜日：8：30～17：15 第2土曜日：9：30～16：00

※ただし月曜日(月曜日が祝日の場合は火曜日)は19：00まで受付

※土曜(第2土曜日を除く)・日曜・祝日・12月29日～1月3日はご利用いただけません。

●ねんきん定期便・ねんきんネット・ねんきん特別便に関する問い合わせ

0570-058-555 (ナビダイヤル) PHS、IP電話、海外からは03-6700-1144 (一般電話)

受付時間 月曜日から金曜日：9：00～20：00 第2土曜日：9：00～17：00

※土曜(第2土曜日を除く)・日曜・祝日・12月29日～1月3日はご利用いただけません。

一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金で利用できます。ただし、一般の固定電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合は、所定の通話料金がかかります。

※「0570」の最初の「0」を省略したり市外局番をつけたりして間違い電話にならないよう注意してください。

介護保険のお知らせ 介護保険料特別徴収(仮徴収)について

○4月中旬に介護保険料「仮徴収額決定通知書」を発送します

年金を年額18万円以上受け取っている場合、原則として年金から介護保険料を天引きします。この方法を特別徴収といいます。介護保険料の特別徴収には、4月・6月・8月の年金から前年度の介護保険料を暫定的に天引きする「仮徴収」と、10月・12月・2月の年金から今年度決定した介護保険料額を天引きする「本徴収」があります。

※なお、年間の介護保険料の計算を行う際に、仮徴収した金額との調整を行い、6月下旬に「平成26年度介護保険料額決定通知書」として本徴収額をお知らせします。

今月号折込の「第6期八丈町介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画ダイジェスト版」もご覧いただき、ご理解とご協力をお願いします。

■問い合わせ ■ 福祉健康課高齢福祉係 電話 2-5570

町税の滞納処分を強化しています ～税負担の公平性を確保するために～

■問い合わせ■ 税務課徴収係
電話 2-1122

納付にお困りの方は必ずご相談ください

病気や怪我、事業の休廃止などの事情により、納期限までに納付できずにお困りの方は、必ず納付相談を行ってください。役場の業務時間内に来庁できない方は、電話申込により業務時間外（午後5時15分～午後7時）に納付相談を行っています。

差押などの滞納処分を強化しています

町では、納期限を過ぎても納付いただけない方に対し、文書などにて納付のお願いをしていますが、それでも納付していただけない場合は、納期限内に納めていただいている方との公平性を保つため、法律に基づいた財産調査および財産の差押などの滞納処分を行っています。

国保だより

■問い合わせ■ 住民課医療年金係 電話 2-1123

就学のために転出される方へ ～学生の被保険者証の特例制度について～

就学のため転出される方に、今までの被保険者証がそのまま使用できる学生特例制度があります。該当される方は転出の手続きをする際、国保窓口に申し出てください。

既に学生特例制度を受けている方で、昨年度に引き続き学生の方は、平成27年度分の在学証明書、または学生証のコピーを4月末日までに提出してください。

また、卒業などで該当しなくなった方は、非該当の届出が必要となりますので町役場国保窓口または各出張所で手続きをしてください。

- ◆「相互扶助」で成り立つ国保制度です。皆様のご理解、ご協力をお願いします。
- ◆国保税は国保制度の重要な財源です。被保険者の皆さん、納め忘れのないようご注意ください。
- ◆国保税の納付には、便利な口座振替をご利用ください。
- ◆病気や事故などにより保険税の納付が困難な方には、申請による減免制度がありますのでご相談ください。

※その他、国民健康保険証や制度について分からないこと、疑問に思うことなど、いつでもご相談ください。

住民係からのお知らせ

■問い合わせ■ 住民課住民係 電話 2-1123

戸籍証明書（戸籍謄本など）の申請について

戸籍の証明は、本籍地の区市町村で取り扱います。八丈町に請求できるのは、八丈町に本籍のある方になります。

本人確認の実施について

戸籍全部事項証明書（謄本）・戸籍個人事項証明書（抄本）などの請求に際して、窓口にお越しの方の本人確認を実施しています。お越しの際は、運転免許証、パスポート、住基カード（写真付き）などのご本人を確認できるものをお持ちください。

委任状について

代理の方が請求する場合は、請求者本人の委任状（全文ワープロ作成のものは不可）が必要になります。窓口に来られる方には、請求する戸籍などの本籍・筆頭者・生年月日・請求事由など必要事項を正確に伝えてください。

相続などで必要な戸籍の種類が分からない場合は、「〇〇が死亡したことによる手続きのため、△△に提出、□□から□□までの一連の戸籍が各×通必要」など、必要な内容を具体的に記入してください。また、被相続人と請求者本人との関係も正確に伝えてください。関係が確認できない場合、交付できないことがあります。お手元に関係する戸籍がありましたら、コピーで結構ですのでお持ちください。代理の方と請求者本人との関係や必要な証明書の種類、使いみちによっては委任状が不要となる場合もあります。詳しくは問い合わせください。

税のお知らせ

■問い合わせ■ 税務課 電話 2-1122

固定資産税（土地・家屋）の縦覧・閲覧

ご自身の固定資産と比較できるように、他の土地や家屋(土地のみをお持ちの方は土地、家屋のみをお持ちの方は家屋)の価格(評価額)をみることができます。

○縦覧できる方

縦覧できる方	必要なもの
① 平成27年1月1日時点で町内に課税されている土地や家屋を所有している方	I 免許証や保険証など本人を確認できるもの(所有者が法人の場合は、申請書に代表者印を押していただくか、お越しの方に委任状が必要です)
② ①の方が亡くなっている場合はその相続人	II ①の方の除籍謄本(コピー可)とご自身の戸籍謄本(コピー可)などで相続確認できるもの、免許証や保険証などの本人を確認できるもの
③ ①②の方から委任されている方	III ①②の方からの委任状と免許証や保険証など本人を確認できるもの ※②の方からの委任状の場合は、IIに掲げる書類も必要です

【縦覧内容】

- 土地 所在・地番・地目・地積・価格
- 家屋 所在・家屋番号・用途・構造・床面積・価格

【注意事項】

- 縦覧帳簿には所有者氏名は記載されていませんので、必ず地番または家屋番号を指定してください
- ご自身所有以外の土地や家屋については、所有者氏名や評価の内容をお知らせすることはできません
- 混雑時などにお待ちいただくことがありますので、ご協力をお願いします

【手数料】 ●無料

より詳しい情報が必要な方は以下の課税台帳の閲覧・証明をご申請ください。

○課税台帳の閲覧・証明を申請できる方（※証明書には税額は記載されません。）

申請できる方	必要なもの
① 町内に土地や家屋を所有している方	I 免許証や保険証など本人を確認できるもの(所有者が法人の場合は、申請書に代表者印を押していただくか、お越しの方に委任状が必要です)
② 町内の土地や家屋を有償で借りている方(賃貸借契約書に賃借人として記載されている方、登記簿に賃借権などの権利人として記載されている方)	II 賃貸借契約書(コピー可)または登記簿謄本(登記簿に賃借権などの権利人として記載されている方、コピー可)、免許証、保険証など本人を確認できるもの ※申請の際は、必ず地番や家屋番号を指定してください
③ ①の方が亡くなっている場合は、その相続人	III ①の方の除籍謄本(コピー可)とご自身の戸籍謄本(コピー可)などで相続確認できるもの、免許証、保険証など本人を確認できるもの
④ ②の方のうち、賃借権などの権利人として登記されていて、なおかつ権利人が亡くなっている場合は、その相続人(賃貸借契約書のみの方は除きます)	IV ②の方の除籍謄本(コピー可)とご自身の戸籍謄本、保険証、免許証など本人を確認できるもの ※申請の際は、必ず地番や家屋番号を指定してください
⑤ ①③の方から委任されている方	V ①③の方からの委任状と免許証など本人を確認できるもの ※③の方からの委任状の場合は、IIIに掲げる書類も必要です
⑥ ②④の方から委任されている方	VI ②④の方からの委任状と免許証や保険証など本人を確認できるもの ※②の方からの委任状の場合は、IIに掲げる書類も必要です ※④の方からの委任状の場合は、IVに掲げる書類も必要です
⑦ 所有者など総務省令で定められた固定資産を処分する権限を持つ方	VII 裁判所が選任したことを示す書類や商業登記簿などの権利を示す書類が必要で
⑧ 民事訴訟費用に関する法律のうち、訴えの提起や、控訴の提起などの申し立てをする方	VIII 裁判所に提出する訴状などの関係書類が必要で

【手数料】 ●同一所有者で土地3筆または家屋3棟まで300円

■場 所 税務課課税係 固定資産税担当 問い合わせ 電話 2-1122

■期 間 4月1日(水)～6月1日(月) ※土・日・祝日を除く 午前8時30分～午後5時15分

子どもの定期予防接種のお知らせ

●四種混合集団接種

日時：4月 9日（木） 午後3時～午後3時30分

●BCG集団接種

日時：4月15日（水） 午後3時～午後3時30分

●水痘集団接種

日時：4月16日（木） 午後3時～午後3時30分

●ヒブ集団接種&小児用肺炎球菌集団接種

日時：4月23日（木） 午後3時～午後3時30分

●予約制個別接種

日時：4月 9日（木） 午後3時30分～午後4時

4月23日（木） 午後3時30分～午後4時

※今年度より受付時間が変更になっています。

●会場：町立八丈病院小児科

予約制個別接種は、お子さんの体調不良などで集団接種の機会を逃した方や時間の都合がつかない方などのために、毎月第2、第4木曜日に設けており、事前予約が必要です。ご希望の方は、実施日の1週間前までに問い合わせ先までご連絡ください。



■予約・問い合わせ■ 福祉健康課保健係 電話2-5570

27年度日本脳炎定期予防接種の接種対象年齢変更について

予防接種法施行令が改正されたため、4月より日本脳炎定期予防接種の接種対象年齢が変更となりました。これを受け、八丈町では、平成27年度日本脳炎定期予防接種について、以下のとおり実施します。

※日本脳炎は、1期（2回接種）・1期追加（1回接種）・2期（1回接種）の全部で4回接種を受けます。

接種間隔は受け始めた時期や回数によって、お子さん毎に異なります。お子さんの残り接種回数や接種間隔などについて確認されたい方は、問い合わせください。

①次の年齢のお子さんは、集団接種のご案内を個別通知します。

年齢	時期（予定）
3歳（平成24年4月2日～平成25年4月1日生まれ）※	平成27年9月、
4歳（平成23年4月2日～平成24年4月1日生まれ）※	平成28年2月、3月
18歳（平成 9年4月2日～平成10年4月1日生まれ）	詳細決まり次第個別通知 （集団接種を予定）

※八丈町では保育園年少相当・年中相当のお子さんを対象（1期・1期追加）としています。

②次に該当する方は、20歳まで（20歳未満まで）無料で接種を受けられます。

・平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれのお子さん

ご案内を個別通知しませんが、毎月第2・第4木曜日に実施する予約制個別接種にて接種を受けることができます。接種をご希望の方は、問い合わせください。

<予約制個別接種>

予約締切：実施日1週間前の午後5時15分まで

日 時：毎月第2・第4木曜日 午後3時30分～午後4時 場 所：町立八丈病院小児科

※広報はちじょうに毎月掲載の「子どもの定期予防接種」欄に実施日を掲載しています。

今月は9日と23日に実施します。

■予約・問い合わせ■ 福祉健康課保健係 電話2-5570

母子保健

■問い合わせ・申し込み■ 福祉健康課保健係 電話2-5570

※健診の対象者には個別通知します

今月の健康診査

会場：保健福祉センター

3・4カ月乳児・産婦健康診査 4月21日(火) 受付：午後1時15分～1時45分

○対象 平成26年11月18日～平成27年1月21日生まれの乳児とその産婦

1歳6カ月児健康診査 4月14日(火) 受付：午後1時15分～1時45分

○対象 平成25年8月25日～平成25年10月14日生まれの幼児

4歳児歯科健康診査 4月22日(水) 受付：午前9時15分～10時

○対象 平成23年1月22日～平成23年4月22日生まれの幼児

こども心理相談(要電話予約)

会場：保健福祉センター

4月14日(火) 午前9時～午後4時 ○対象 1歳6カ月以上の未就学児

言葉が遅い・落ち着きがない・身体の動きがぎこちない・癖が気になるなど心配なことがありましたら、専門の心理相談員が相談に応じます。



すくすく相談(要電話予約)

会場：保健福祉センター

4月17日(金) 午前9時30分～11時30分

日頃の子育ての中からでてくる疑問や心配事などに保健師・管理栄養士・歯科衛生士が応じます。母子健康手帳を持参してください。

両親学級(要電話予約)

日時：下記4回コースで行います。

会場：保健福祉センター

新しい命を迎える準備をしましょう。お母さんの体調が良い時にいらしてください。お父さんも歓迎します。

1回目 4月 3日(金) 午後1時30分～3時30分

妊娠中の生活の工夫、お母さんと赤ちゃんの栄養

2回目 4月 9日(木) 午後1時30分～3時30分

歯の健康(歯科健診・口腔内の健康の話)、マタニティ体操、沐浴

3回目 4月16日(木) 午後1時30分～3時30分

お産を迎える準備(お産の進み方、呼吸法)

4回目 4月23日(木) 午後1時30分～3時30分

赤ちゃんの健診・病気、産後の話

もぐもぐ離乳食(要電話予約)

会場：保健福祉センター

4月16日(木) 午前10時～11時30分

生後5カ月から8カ月の保護者を対象として、お子さんの月齢や発達に合った離乳食の進め方についての教室を開催しています。安心して離乳食を進めることができるように実際に試食をしながら、離乳食についての不安を一緒に解決しましょう。

○持ち物：三角巾、エプロン、母子手帳、おんぶ紐(必要な方)

交通少年団員募集

春の交通安全パレードや夏祭りパレードでの交通少年団員による演奏を、みなさん覚えていますか？交通少年団はそうした活動を通じて交通事故をなくすための呼びかけを行っています。

今期、新しく交通少年団に入団するお友達を募集します。

- ・今年小学校3年生以上になる子(男女問わず)。2年生以下は要相談。
- ・進んで交通ルールを守り、他の子供達の模範となる子。
- ・パレードなどの楽器の演奏に興味があり、練習を頑張れる子。

■申込期間 4月30日(木)まで

■申込先 八丈島警察署または各駐在所(申込書も置いてあります。)

■入(卒)団式は5月中に実施予定

■問い合わせ■ 八丈島警察署 交通係 交通少年団担当 電話2-0110



島外医療機関へ通院される方への交通費一部助成

島内の医療機関では治療できないなどの理由で島外の医療機関を受診される下記の方に対し引き続き交通費の一部を助成しています。また平成26年度より難病罹患者における支給回数を最大2回までに改正しています。

○助成対象者

- ①島内での治療が困難であり、島外の医療機関へ通院する必要があると島内の医師が認めた方
- ②国・東京都が認める難病医療費受給者（マル都医療券を所持している方）、または小児慢性疾患医療費助成を受けている方で、その疾病のために通院する方
- ③身体・知的・精神障害者手帳の認定を受けている、その障害のために通院する方
- ④①～③に該当する未就学児に対する付添者（1名に限る）

○助成額

年度内に往復航空運賃の半分相当を1回（助成対象者②に該当される場合には年度内2回）、証明書を発行してもらった方は証明書代を合わせて支給します。

※島外病院に通院したことを証明する領収書などの日付にて「年度」の扱いと判断しますので、原則として**26年度分（26年4月～27年3月分）の申請をされる方については4月17日(金)まで受け付けます。**

○申請の流れ

1. 島内医療機関にて証明書を発行してもらう。
 ※助成対象者②、③にて申請される方は不要です。
助成対象者①にて申請を予定している場合には、必ず上京前に証明書を発行してもらってください。事後での証明書発行はできません。
2. 島外の医療機関へ通院および入院し領収書などをもらう。
3. 以下のものをお持ちのうえ福祉健康課にて申請してください。
 - ・証明書（助成対象者②、③にて申請される方は証明書は不要）
 - ・領収書（証明書の領収書、島外医療機関の領収書など）、
 - ・助成金の振り込み先（通院者本人名義、未成年者においては保護者の名義）
 - ・印鑑

■問い合わせ■ 福祉健康課保健係 電話 2-5570

町立病院臨時診療日 その他、専門外来診療

- ・糖尿病教室 4月17日(金)
- ・耳鼻咽喉科 4月6日(月)～8日(水)

その他、専門外来診療は下記のとおりですが、**予約制**となっています。

科によっては予約の取り方が異なりますので、詳しくは病院にお問い合わせください。

○その他の専門外来診療

- ・精神神経科
- ・整形外科
- ・内分泌内科
- ・皮膚科
- ・糖尿病内科
- ・腎臓内科
- ・消化器内科
- ・神経内科
- ・眼科
- ・循環器内科
- ・泌尿器科

■問い合わせ■ 町立八丈病院 電話 2-1188

行政相談

国、東京都、町の仕事などについて「要望や苦情をどこで相談したらよいかわからない」、「処理が間違っている」など、行政と住民のパイプ役として行政相談員が相談に応じます。

○日時 4月14日(火) 午前10時～正午

○場所 町役場1階 相談室1 ○相談員 近藤 勝重

■問い合わせ■ 企画財政課企画情報係 電話 2-1120

65 歳以上の方への肺炎球菌ワクチン予防接種費用一部補助について

65 歳以上の住民に対し、肺炎球菌ワクチン予防接種費用の一部補助を行っています。高齢者では重篤化する成人肺炎を予防できますので、今まで接種を受けたことがない方は接種をご検討ください。

●肺炎球菌による肺炎と肺炎球菌ワクチンの効果

- ・肺炎球菌は、肺炎・中耳炎・副鼻腔炎・気管支炎・髄膜炎などを起こす細菌の一つで特に、高齢者の肺炎の約半数は、肺炎球菌が原因とされています。
- ・肺炎球菌ワクチンの予防接種を受けることで、肺炎球菌による肺炎の8割に効果が期待できます。したがって、肺炎の全てを予防するワクチンではありませんが、接種を受けることで重症化防止などの効果が期待できます。
- ・一度接種を受けると、通常5年程度は免疫が持続するとされています。

●費用補助の対象者 接種日時点で65 歳以上の町民

●接種を受けられる医療機関 町立八丈病院・岩淵クリニック

※島外の医療機関での接種は、費用補助の対象となりません。

●接種費用（島内医療機関での接種金額） 接種1 回あたり 6,450 円

●扶助額 接種1 回あたり 3,000 円

※医療機関では、本来の接種費用から 3,000 円引いた額（3,450 円）をお支払いいただきます。

●費用補助を受けるための手続き 申請書に記入捺印のうえ直接医療機関へご提出ください。

※印鑑が必要です

●注意事項

- ・過去5年以内に接種を受けたことがある方は、再接種により注射部位の痛み・赤み・しこりなどの副反応が強くなる場合があります。
- ・健康な人では少なくとも、接種後5年程度は免疫が持続するため、インフルエンザのように毎年接種を受ける必要はありません。
- ・再接種をされる場合は、医療機関によくご相談ください。

※八丈町では、町内在住の65 歳以上の方で接種されたすべての方に一律 3,000 円の補助を行っています。

■問い合わせ■ 福祉健康課保健係 電話 2-5570

平成27年度 女性のがん検診（子宮頸がん検診・乳がん検診）について

八丈町では、より受診しやすく精度を高めた検診に向け、平成26年度と同様に、女性のがん検診として「子宮頸がん検診」と「乳がん検診」を同日に受診できるように予定しています。

検診時期：平成28年3月頃（予定） ※事前予約制です。

申込期間は本年12月からの1カ月間を予定しています。

対象者（両検診共通）：八丈町に住民登録のある女性で、以下の条件に該当する方。

ただし、受診対象となるのは2年に1度です。

■子宮頸がん検診 20歳以上で、平成28年4月1日時点で偶数年齢の方。

○検査項目：問診、視診、内診、子宮頸部細胞診

■乳がん検診 40歳以上で、平成28年4月1日時点で偶数年齢の方。

○検査項目：問診、視触診、マンモグラフィ

詳細は改めて広報などでお知らせします。

■問い合わせ・申し込み■ 福祉健康課保健係 電話 2-5570

子ども家庭支援センターからのお知らせ

開館日 平日 午前8時45分～午後5時 第2土曜日、午前9時～正午

休館日 第2土曜日以外の土日・祝日 ※平成27年度より、第2土曜日も開館日となりました。

交流ひろばの催し 毎週水曜日 午前10時20分～11時

親子で楽しめる催しを企画しています。ぜひお越しください！

4月 1日(水) 親子で遊ぼう 8日(水) 製作・こいのぼり

15日(水) 島の食材を使って親子料理 22日(水) ふれあいリズム

そのほかの催し 午前10時30分～11時

4月 7日(火) 絵本&紙芝居 30日(木) 折り紙&お絵かき

※育児・保健相談は随時受け付けています

就学前のお子様の身体測定 4月13日(月)～17日(金)

※水曜日は催し時間以外になります

子ども家庭支援センターの利用について

『交流ひろば』

乳幼児、保護者同士の交流の場として屋内ひろばを無料で開放しています。

平日には、定期的に親子が楽しく参加できるイベントを開催します。

★対象 平日 0歳～未就学児とその保護者 土曜日 0歳～3歳までとその保護者

★諸注意

- ・利用申込書に必要事項を記入していただき、利用者カードを作成します。
- ・おもちゃや絵本などは自由に利用、閲覧できます。ご自宅からの持ち込みはご遠慮ください。
- ・おやつや食べ物の持ち込みはご遠慮ください。
- ・飲み物については、保護者の方が用意してください。授乳のためのお湯は用意しています。
- ・貴重品は各自責任をもって管理してください。
- ・ベビーカーはたたんで、所定の場所へ置いてください。
- ・ごみ、使用済みの紙オムツなどはお持ち帰りください。ごみ箱は用意しておりませんのでご協力ください。

子育て家庭へのサポート 育児提供会員の募集

八丈町子ども家庭支援センターでは、子どもと家庭に関する総合的な支援を行っており、そのひとつとして、ファミリーサポートセンター事業があります。

この事業では、八丈町に在住、在勤している保護者を対象に、育児の援助を受けたい利用者と、援助を行う提供者との調整や指導など、橋渡しを行っています。

今回は、育児の援助を行いたい提供会員を募集します。

提供会員の登録を希望する方は、平成27年4月20日(月)までに、子ども家庭支援センターへ電話で申し込みください。提供会員登録には、所定の講習を受講していただきます。

■問い合わせ■ 子ども家庭支援センター 電話 2-4300

犬の登録・狂犬病予防注射のお知らせ

狂犬病予防法により、犬を飼育する際には、市町村への登録と年1回の予防注射が義務付けられています。八丈町では飼い犬の登録・狂犬病予防注射を次の日程で行います。お近くの会場で忘れずにお済ませください。

●日程

実施日	会場	時間
4月23日(木)	小宮山久男商店駐車場	午前9時～午前10時
	漁協テングサ倉庫前(護神)	午前10時10分～午前10時30分
	パパズ・イン駐車場(底土)	午前10時40分～午前11時
	漁協神湊倉庫跡(仲屋商店前)	午前11時10分～午前11時30分
	旧西見バス停前	午後1時30分～午後2時
	東海汽船 八重根待合所前	午後2時15分～午後2時40分
4月24日(金)	大賀郷公民館駐車場	午前9時～午前9時30分
	大里バス停前	午前9時40分～午前10時
	檜立公民館車庫	午前10時15分～午前10時40分
	中之郷公民館前	午前10時50分～午前11時10分
	末吉公民館前	午前11時20分～午前11時40分
	八丈町保健福祉センター駐車場	午後2時～午後3時

●料金 ※平成27年度予防注射料が **100円増額** しています。

◎予防注射料金	※ 3,650円
<内訳> ・予防注射料	※ 3,100円
・注射済票交付手数料	550円
◎登録手数料(新規登録する犬のみ)	3,000円

円滑に受付を行えるよう、できるだけお釣りの無いようにご用意ください。

●予診票について

平成27年度より、案内通知とともに予診票を同封しますので必要事項をご記入のうえ、接種当日にお持ちください。

●「鑑札(カンサツ)」と「注射済票(チュウシャスミヒョウ)」

飼い犬の登録を行ったときには「鑑札」を、注射を済ませたときには「注射済票」を交付しています。「鑑札」は登録時の一生に一回、「注射済票」は毎年の注射の度に交付しますので、両方とも必ず飼い犬につけてください。万が一、迷子になったときの迷子札の役割を果たします。なお、紛失した場合には再交付ができませんが手数料がかかります。

●留意事項

- ・登録及び注射を受ける犬は、生後91日以上犬です。
- ・注射を受けさせる日には犬を清潔にし、会場へは犬をおさえられる方が連れてきてください。
- ・実施日に来られない方は、後日、八丈動物病院にて接種を行ってください。
- ・新たに飼いはじめた犬、島外から転入してきた犬は、町への登録および登録の変更届が必要です。福祉健康課保健係までお問い合わせください。
- ・飼い犬の登録や狂犬病予防注射を行わない、飼い犬に「鑑札」「注射済票」をつけていない場合、狂犬病予防法により20万円以下の罰金を科されることがあります

■問い合わせ ■ 福祉健康課保健係 電話 2-5570

環境だより

■ 問い合わせ ■ 住民課環境係 電話 2-1123

ヤンバルトサカヤステ対策

ヤステは、湿気が多い場所を好むため、堆積した落ち葉の下などに多く生息しています。

本格的なヤステの移動が始まる前に、家屋の周りの落ち葉などを取り除き、水はけ・日当たりを良くする（ヤステは、直射日光が苦手です。）などして、ヤステが家屋の周辺で繁殖しにくい環境をつくりましょう。町では、薬剤の配付のほかにヤステの発生調査（現場確認や薬剤の配付状況など）や集中・大量発生箇所（大賀郷永郷地域）における駆除を本年度も実施します。

●コイレットの申請および配布場所

1. 家屋侵入防止対策用として薬剤（コイレット）を来年3月まで配付します。一世帯あたり1カ月に1袋（3kg入り）とし、6カ月分（6袋）まで引換券を、7袋目からは半額の助成券をお渡しします。
2. お住まいの地域に関係なく、各出張所・町役場（環境係4番カウンター）で申請ができ、農協の各支店（三根、大賀郷、坂上）でコイレットへの引換えができます。
3. 世帯主本人による申請が原則ですが、代理の方が申請する場合は、委任状への記入をお願いします。

●コイレット散布時の注意点

散布帯に生えている雑草はできるだけ除草してください。

食用作物がある場所には散布しないよう注意してください。

※コンクリート、アスファルト道路などの上に散布すると、通常の降雨でも流され、周辺の自然環境に悪影響を与えるおそれがありますので散布しないでください。

●誤ってコイレットを飲み込んでしまった場合

直ちに病院へ行き、医師に商品名（コイレット）成分名（フェノブカルブ）を告げて診療を受けてください。

使用した後は、手や皮膚を石鹸と水でよく洗い、水でうがいをしてください。

目に入った場合には直ちに水でよく洗い流してください。

コイレットは通常の使用方法では、人やペットに対して低毒性ですが、散布時は小さなお子さんが誤食などしないよう注意してください。

アズマヒキガエル

環境係では発生地域と生態調査を実施しています。島内でアズマヒキガエルを見かけた時は、環境係までご連絡ください。アズマヒキガエルは、他のカエルと比べて動きが俊敏ではありませんが、刺激を与えると目の後ろの耳腺という器官から毒を出しますので、十分に注意してください。

○ 4月の航路ダイヤ

【東海汽船】 電話 2-1211 **「橘丸」**
三宅島・御蔵島経由 東京竹芝-八丈島
<東京竹芝発 22:30> <八丈島発 9:40>

【東京愛らんどシャトル】 空席状況アドレス（東邦航空ホームページ）
<http://tohoair-tal.jp/>
…詳しくは・東邦航空予約センター 電話 2-5222
・問い合わせ 電話 2-5200

【ANA】 電話 0570-029-222

機体情報 最大乗員数 | A320 166人 B738 167人

便名	羽田発	八丈島着	機種
1891	7:30	8:25	A320
1893	12:15	13:10	B738
1895	15:50	16:40	A320

便名	八丈島発	羽田着	機種
1892	9:00	9:55	A320
1894	14:20	15:15	B738
1896	17:15	18:15	A320

4/1 ~ 4/30	普通運賃	往復割引（片道）
羽田=八丈島	22,390	15,190

※運航事業者の都合により、急な時刻変更などありますので、ご注意ください。

一八丈島管理型最終処分場ニュース 第4号一

前号で、八丈島処分場では、観測井戸で地下水の水質を検査し、処分場からの汚水などにより周囲の環境が汚染されていないかどうかを監視していることをお伝えしました。今回は、この観測結果の一部をご紹介します。

電気伝導率とは

八丈島処分場では、処分場の上流側と下流側にそれぞれ観測井戸を設け、ダイオキシン類を半年に1回、重金属や有機化合物などを3箇月に1回、水素イオン濃度や電気伝導率、塩化物イオン濃度は毎月測っています。今回は、そのうち電気伝導率の測定結果を紹介します。

まず、その前に電気伝導率とは何か、それで何がわかるのかを簡単に説明します。

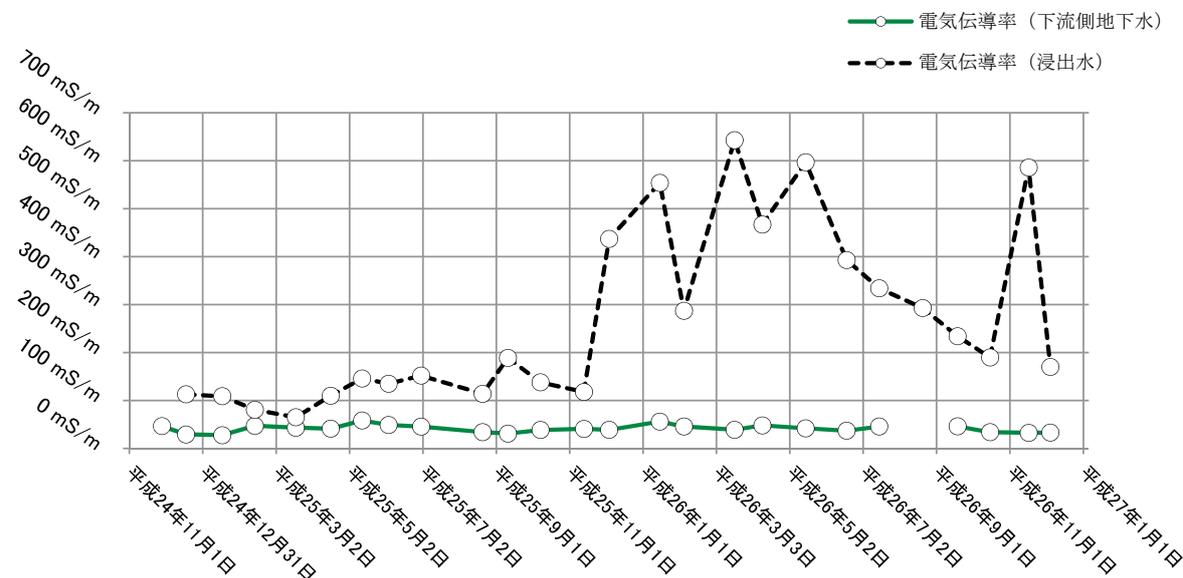
電気伝導率とは、物質の電気の通り易さを表す指標です。水は溶け込んでいる物質（イオン）の量が多ければ多いほど電気が通りやすくなる性質があるので、電気伝導率を測ることにより、水中に溶けている物質の量の目安を得ることができます。

処分場で埋め立てている焼却灰には多くの塩分が含まれているので、埋立地のなかにある水（浸出水）の電気伝導率は、一般に周囲の地下水よりかなり高くなるという性質があります。また、電気伝導率は現場で簡単に測れ、すぐに結果を得ることができます。よって、電気伝導率は、処分場からの汚水漏れによる地下水への影響の有無を調べるための簡易的な指標としてよく使われています。

電気伝導率の測定結果

下のグラフは、八丈島処分場の埋め立て開始（平成24年11月）からの浸出水と処分場の下流側の地下水の電気伝導率の測定結果を表しています。

測定値の単位は、mS/m（ミリジーメンズ毎メートル）です。



* 下流側地下水の平成26年8月の観測値は水漏れにより欠測

埋め立てが進んでいくに従って浸出水の電気伝導率の値（点線）は大きく変化していますが、下流側の観測井戸の地下水の水質（実線）は、ほとんど変化していないことが読み取れます。焼却灰から浸み出す水の電気伝導度は数百ミリジーメンズにもなっています。もし、処分場からの汚水が地下水に流れこんでいれば、その影響が下流側の観測井戸で測定値の急激な上昇として現れるので、このグラフから、現時点では、処分場による環境汚染は生じていないと判断できます。

し尿・雑排水などの収集運搬業務の休業日のお知らせ

し尿・雑排水などの収集運搬業務の休業日は第2・第4土曜日、日曜日、祝日です。収集運搬が必要な方は休業日前にお申込ください。4月のし尿・雑排水などの収集運搬業務の休業日は次のとおりです。

4月 5日(日)	11日(第2土)	12日(日)	19日(日)
25日(第4土)	26日(日)	29日(祝・水)	

収集運搬業務の受付時間 午前8時～午後4時

収集運搬業者 (株)八丈島衛生総合企画 電話 2-0855

手数料、使用料などの納め忘れはありませんか？

し尿・浄化槽汚泥の汲み取り手数料や、町設置の合併処理浄化槽の使用料などは納期限内に納めてください。納入通知書を紛失されても町会計課や各出張所でお支払いできます。

■問い合わせ■ 住民課浄化槽係 電話 2-1123

浄化槽の法定検査実施機関変更のお知らせ

平成27年4月1日より法定検査を実施する東京都指定検査機関が下記のとおり変更になります。

なお、変更前の機関である一般社団法人東京都水環境システム協会へ4月1日以降の検査申し込みをされている場合、自動的に公益財団法人東京都環境公社が検査を実施しますので、改めて申し込みいただく必要はありません。

1 検査業務を行う事務所の名称・所在地など

名称：公益財団法人 東京都環境公社 多摩分室

電話：042-595-7982 FAX：042-595-7983

所在地：〒190-0022 東京都立川市錦町4-6-3 東京都立川合同庁舎3階 多摩環境事務所内

2 検査業務を行う地域 東京都内全域

3 検査手数料 平成26年度と変更なし ※ご不明な場合は浄化槽係まで問い合わせください。

■問い合わせ■ 住民課浄化槽係 電話 2-1123

汚泥再生処理センター肥料の有料配布を実施します

今年度も汚泥再生処理センター肥料の有料配布を行います。昨年度より1世帯あたりの配布量に上限を設けるようにしました。配布方法は下記をご参照ください。なお、受付期間中は在庫が無くなっても受け付けますが、年間生産量見込を超えた時点で受付を中止しますのでご了承ください。

受付期間：平成27年4月21日(火)から平成27年4月27日(月)

申込上限：1世帯50袋まで

受付場所：町住民課浄化槽係および町各出張所

※申し込み時に肥料袋詰手数料(肥料代)をお支払いください。1袋100円(10kg)です。

配布場所：汚泥再生処理センター

※肥料受取り時に、肥料袋詰手数料の領収書の提示が必要です。車両の最大積載量を超過する場合は複数回に分けてお渡しすることになりますのでご注意ください。

配布日時：平成27年5月2日(土)から平成27年11月7日(土)までの第1、第3、第5水曜日および土曜日(5月6日は除く)午前10時から正午、午後1時から午後3時の間

※配布在庫が無くなった後の受渡しについては、生産量に応じてお渡しすることになりますので配布日時が大幅に遅れる場合があります。ご了承ください。

肥料内容：窒素全量3.1%、りん酸全量4.0%、加里全量0.5%未満、その他水分などの有機物

■問い合わせ■ 住民課浄化槽係 電話 2-1123

水道だより

■問い合わせ■ 企業課水道係 電話2-1128

◆水道の届出を忘れずに

新生活がスタートする季節は、引っ越しが多くなります。3月下旬から4月上旬になりますと、水道の閉開栓のお手続きで窓口が大変混み合います。引っ越しの日が決まりましたら、早めの手続きをお願いします。

【水道の手続き】引っ越しされる際には、事前に水道使用の開始・中止の手続きが必要になります。

印鑑をご持参のうえ、企業課水道係または各出張所にお越しください。

手続きをされずに引っ越された場合、引っ越し後もお客さま使用分として水道料金の請求が発生し続けてしまいますのでご注意ください。(遡っての中止はできません。)

※届出や問い合わせの際には、「水道使用料のお知らせ」に記載のお客様の使用番号をお知らせください。

各種届出	水道を使用開始するとき	3日前まで	水道係 各出張所
	引っ越しするとき		
	水道を一時的に使わないとき		
	使用者の名義が変わるとき	すみやかに	八丈町指定給水装置 工事業者
	給水装置の所有者の名義が変わるとき		
	給水装置の新設・移動・口径変更・撤去に関すること	随時(業務・営業時間内)	

◆水道メーター器の周りはきれいに！！

水道メーター器の周りに物などが置かれているとメーター器が見えづらくなる場合があります。きれいに保って検針がスムーズに行えるようご協力ください。

水道料金は納期限内にお支払いください

町長上京日記 2月

2日～3日

- ANA1892便にて上京
- 東京都土地改良事業団体連合会との打合せ
- 北京市区・県友好代表団交流会
- ANA1891便にて帰島

9日～11日

- ANA1892便にて上京
- 東京都島しょ振興公社理事会
- 伊豆諸島・小笠原諸島地域力創造対策協議会
- 東京消防庁急患搬送7000回出動に伴う感謝状贈呈式
- 東京クルーズセミナー
- ANA1891便にて帰島

16日～19日

- ANA1892便にて上京
- 東京都土地改良事業団体連合会理事会・総会
- 東京都町村会役員会
- 東京都町村会町村長会議
- 東京都町村会自治功労者表彰式
- 東京都島嶼町村会町村長会議
- 東京都島嶼町村会同議長会合同会議
- 東京都島嶼一部事務組合定例会
- 全国離島振興協議会正副会長会議
- 全国離島振興協議会理事会
- 首都大学東京ビジネススクールセミナー
「島しょ地域の抱える問題と島おこし」
- ANA1891便にて帰島

25日～26日

- ANA1892便にて上京
- 東京市町村自治調査会評議員会
- 東京都市町村職員退職手当組合構成団体
長会議
- ANA1891便にて帰島

教育委員会だより

■問い合わせ■ 教育課庶務係 電話2-7071

今月の学校行事

- 各小・中学校 始業式 期日： 6日(月)
- 各小学校 入学式 期日： 6日(月)
- 各中学校 入学式 期日： 7日(火)
- 各中学校 修学旅行 期日：22日(水)～26日(日) / 大賀郷中学校
期日：23日(木)～27日(月) / 富士中学校
期日：25日(土)～29日(水) / 三原中学校
- 大賀郷中学校 職場体験 期日：23日(木)～25日(土)

4月23日は「親子で本に親しむ日」に

深い緑にやわらかな若葉が鮮やかです。4月、希望に胸をふくらませた子どもたちが、新たな社会に一步を踏み出しました。一人一人が、自分の成長への導きとなるような夢をつむぎ、育ててほしいと願っています。

幼いときに出会った一冊の本が、やがて大きな夢の実現につながったという体験談にふれる度に、子どもの成長にとって読書がいかに大切かを考えさせられます。語り手の声を聞き、文字をひとつずつ追いつきながら言葉の意味をつかみ、イメージを組み立てていく。目の前の現実以外にも広い世界があって、様々な人々がいろいろな思いを抱いて暮らしていることを、子ども自身のイメージを通して知る経験は、子どもの心の発達に欠かせないプロセスです。

八丈の子どもたちはどのくらい本を読んでいるのでしょうか。平成26年10月の調査によれば、「家庭での読書は、週に何日くらいしますか」との問いに、「あまりしません」(1～2日未満)と答えた子どもは小学生の43%、中学生51%、高校生では73%と、学年が上がるにつれて増えています。習いごとやスポーツで忙しい、テレビやパソコン・スマホなどのメディアに時間がとられている様子も、同じ調査結果が示していますが、言葉と心の発達から学力の向上、夢の実現につなげるためにも、子供読書の大切さにもっと関心が払われてよいのでしょうか。4月23日は子ども読書の日。子どもに本を与えるだけでなく、「親子で本に親しむ日」にしませんか。

(教育相談室 伊藤 宏)

- 八丈町教育相談室 電話 2-0591 毎週火・金曜日 午前8時30分～午後5時
- 東京都教育相談センター 電話 03-3360-8008
平日 午前9時～午後9時 土・日・祝日 午前9時～午後5時
- 東京いのちの電話 電話 03-3264-4343 (24時間)

春の全国交通安全運動

■問い合わせ■ 八丈島警察署 電話2-0110

5月11日(月)～5月20日(水)

～やさしさが 走るこの街 この道路～ スローガンに実施されます。
交通ルールを守り、事故のない八丈島にしましょう。

交通安全の夕べ 各日午後6時30分受付、午後7時開始

- 4月24日(金) 末吉公民館
- 4月27日(月) 中之郷公民館
- 4月29日(水) 榎立公民館
- 5月 1日(金) 大賀郷公民館
- 5月 7日(木) 三根公民館

受付の際に、講習カードをお持ちください。
皆さんお誘いあわせの上、お集まりください。
交通安全パレードは5月17日(日)を予定しています。
出発時刻やコースは広報はちじょう5月号でご案内します。

図書館からのお知らせ

●図書館を利用するには

図書館で本やDVDなどを借りる時は、「図書貸出カード」が必要です。図書館カウンターで「図書貸出カード交付申込書」に必要事項を記入することで、すぐに発行できます。なお、申込手続の際はご本人の確認ができるもの（免許証や保険証など）が必要です。（小さなお子さんの場合も確認しています）

●図書貸出カードの更新手続き

すでに図書貸出カードを作られた方も、3年ごとに更新の手続きが必要です。住所や電話番号など変更がないか確認しています。更新時期を迎えた方には貸出の時などに声をかけします。

変更があった場合は図書館カウンターで変更届を記入し、確認ができるものと一緒にお出しください。図書貸出カードはそのままお使いいただけます。

●坂上各出張所でも、引き続き本・雑誌が返せます！

昨年度に引き続き榎立・中之郷・末吉出張所で本・雑誌が返せます。各出張所の業務時間中、職員にお渡しください。出張所で返された本・雑誌は図書館での返却処理（バーコードをなぞる作業）が済むまで「返却」ではありませんので、ご注意ください。

返せるもの：八丈町立図書館の本・雑誌
 返せないもの：紙芝居、DVD・ビデオ、
 ほかの図書館から借りた本
運搬中に壊れたり汚れたりする恐れがあります。今までどおり図書館にお持ちください

八丈町立図書館



このバーコードが貼ってある本・雑誌

●「絵本と鳥の巣のふしぎー自由な心と小さな勇氣ー」

4月23日の「子ども読書の日」を記念し、児童書を展示します。絵本作家で鳥の巣研究家・鈴木まもるさんの本です。貸出もできます！

期間：4月25日（土）～5月31日（日） カウンター前展示コーナー

鈴木さんは今年の文庫まつりの講師として5月に来島されます。詳細は次号でお知らせします。お楽しみに！

●今月のおはなし会 11日（土）午前10時～11時 こどものほんのへや

読み聞かせや工作を行います。おはなし好きな子、おじゃれよい♪

●休館日 毎週月曜日・29日（水・昭和の日）・30日（木・館内整理日）

●開館時間 午前9時30分～午後5時

●新着図書 *最新情報は八丈町公式サイトをご覧ください。ほぼ毎週更新しています*

『火星に住むつもりかい？』伊坂幸太郎 著 『ファーマゲドン』フィリップ・リンベリー 著
 『鳥の巣いろいろ』鈴木まもる 作・絵 『いいこねんね』長谷川義史 絵

*** 返却期限を過ぎていませんか？ お手元の本、雑誌、DVDなどの返却日をご確認ください！ ***

■問い合わせ■ 教育課スポーツ学習係 電話2-0797

八丈町多目的ホール「おじゃれ」利用受付期間変更のお知らせ

利用者の利便性向上を考慮し、練習のみの使用による当ホールの受付期間を変更しました。

	受付期間
今まで	使用開始月の2カ月前の初日から使用開始月の1カ月前の初日まで 例：4月7日が使用希望の場合、受付期間は2月1日から3月1日まで
今後	利用開始月の2カ月前の初日から使用開始日の30日間前まで ※ただし、30日間前の日の曜日が土日祝日の場合は、その翌日まで

■問い合わせ■ 教育課生涯学習係 電話2-7071



……お知らせ掲示板……



東京都 都営交通無料乗車券のご案内と更新のお知らせ

東京都内に居住し、次の要件に該当する方に東京都 都営交通無料乗車券を発行しています。

■発行対象者

【A券（通用期間3年）の対象者】

- ①身体障害者…身体障害者手帳の交付を受けている方。
- ②知的障害者…療育手帳（愛の手帳）の交付を受けている方。
- ③戦傷病者…戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別項症～第6項症および第1款症～第5款症に該当する方。
- ④原爆被爆者…被爆者健康手帳の交付を受けている方で厚生労働大臣の認定を受けた方および健康管理手当の支給を受けている方。

【B券（通用期間1年）の対象者】

- ⑤生活保護受給世帯員…生活保護を受けている世帯の世帯主またはその世帯員1人。
（保護期間が3カ月以上ある方）
- ⑥中国残留邦人等…中国残留邦人支援給付を受けている方またはその配偶者。
- ⑦児童扶養手当受給世帯員…児童扶養手当の支給を受けている方またはその方と同一生計の方1人。
- ⑧被救護者…児童福祉法に規定する児童養護施設または児童自立支援施設に入所している方。

※ただし、①～④の対象者のうち東京都シルバーパスをお持ちの方には発行されませんのでご注意ください。

※ IC カード式（PASMO）をご希望の方は都営地下鉄の各駅での発行になります。

※精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は別の無料乗車券（期限2年）がありますので同じく福祉健康課まで問い合わせください。

■手続きについて

無料乗車券の更新は、**通用期限が切れる月の1日**から可能です。新規の方は随時受け付けます。

○申請に必要なもの

- ① 申請書（町役場 福祉健康課（町役場1階9番窓口）にあります）
- ② 各種手帳、証明書、決定通知など
- ③ 通用期限がくる無料乗車券
※紛失などによる再発行も1度に限り行います。

利用できる交通機関…都電・都バス・都営地下鉄・東京都日暮里・舎人ライナー

※町営バスは利用できません。

■申請・問い合わせ ■ 【A券】福祉健康課 障がい福祉係 電話 2-5570
【B券】福祉健康課 厚生係 電話 2-5570

八丈町町制施行60周年記念・八丈町温泉事業20周年記念・温泉施設利用者数320万人突破記念 温泉施設利用優待券の利用期限について

平成26年度広報はちじょう11月号折込で配布した、温泉優待券の利用期限は次のとおりです。期限が過ぎますと使えなくなりますのでご注意ください。

■利用期限 平成27年4月30日（木）まで

■問い合わせ ■ 福祉健康課保健係 電話 2-5570

平成27年度地域振興に係る補助事業（第1回）の募集

東京都島しょ振興公社では、島しょ地域にお住まいの地域振興を図ることを目的に事業を実施する団体に対し、その経費の一部を補助しています。

募集期間 平成27年4月1日（水）～4月20日（月）

対象事業 地域振興に係る補助事業

- ①地域振興に係る特産品に関する事業
- ②地域振興に係る観光に関する事業
- ③地域振興に係る島おこしを担う人材育成に関する事業
- ④その他地域振興に資する事業

(1) 調査研究

(2) 地元の元気創生

(3) 地域振興に係る第一次産業活性化に関する事業

※ (1)～(3) は平成27年度限定で追加されたテーマです。

補助対象団体 ・5名以上の東京都島しょ地域在住者で組織し、代表者・会則・名簿などのある団体など

・島しょ地域内に主たる事業所を有する小規模企業者・組合・財団法人・社団法人・特定非営利活動法人・その他東京都島しょ地域の活性化に資する取組を行うと認められる法人など

・島しょ地域内の個人事業者

※中小企業、創業予定者は対象外

補助金額 補助対象経費の5分の4以内で100万円（特に必要と認められる事業については200万円）を限度とする。

事業の期間 事業開始から平成28年3月31日まで

申込方法 所定の申請書により平成27年4月20日（月）までに企画財政課へお持ちください。提出された書類に基づき、島しょ振興公社が審査、決定をします。

詳細は企画財政課で配布する募集案内・交付要綱をご覧ください。

■問い合わせ■ 公益財団法人 東京都島しょ振興公社 電話 03-5472-6546
企画財政課企画情報係 電話 04996-2-1120

第7回八丈島&八丈富士エコジャーニーマラソン

日時 5月30日（土）午前6時スタート

コース スタート・ゴール 三根小学校グラウンド
八丈島一周&八丈富士（67.3Km）

エントリー料 一般9,500円（参加記念品・スポーツ障害保険・大会中の飲食費を含む）

参加資格 自身で健康管理できる方

申込 平成27年4月30日（木）までに参加申込書を事務局に提出し、エントリー料をお振り込みください。

〒134-0083 東京都江戸川区中葛西1-31-4-107

エコ・ジャーニークラブ事務局 八丈島一周係 電話&FAX: 03-3688-6814

ホームページ: <http://eco-journey.org/> e-mail: info@eco-journey.org

■問い合わせ■ 八丈島観光協会 電話 2-1377 FAX 2-2573

東京法務局 特設登記所開設

東京法務局では、職員派遣による特設登記所を開設し、不動産や商業・法人の登記申請に関する相談、相続や抵当権に関する相談、その他の登記相談、各種申請書および証明請求書の受け付けを実施します。

◎相談などでお越しの際は、お手持ちの資料をお持ちください。

◎届出や申請などの際は、事前に法務局へ電話相談し、必要書類を確認することをお勧めします。

日 時：4月21日（火）午後2時30分～5時
 4月22日（水）午前9時～正午、午後1時～4時30分
 4月23日（木）午前9時～正午

場 所：八丈町役場1階 相談室1および2

※登記相談の受け付けは、
 終了時間の30分前までです。

■問い合わせ■ 東京法務局不動産登記部門 電話 03-5213-1330(不動産)
 法人登記部門 電話 03-5213-1337(商業・法人)

観光 おじゃれ11万人

■問い合わせ■ 産業観光課観光商工係 電話2-1125

行事予定 4月 フリージア・インフィオラータ 町役場庁舎 他 4日(土)・5日(日)
 5月 第7回八丈島 & 八丈富士エコ・ジャーニーマラソン 島内一円 30日(土)

来島者数・観光客数推計

	空 路		海 路		合 計		観光客（推計）		前年比
	26年度	25年度	26年度	25年度	26年度	25年度	26年度	25年度	
4月	6,900	7,758	753	902	7,653	8,660	5,292	5,988	▲11.6%
5月	7,865	8,059	1,479	1,744	9,344	9,803	8,924	9,362	▲4.7%
6月	5,060	5,468	1,000	853	6,060	6,321	4,581	4,778	▲4.1%
7月	8,219	9,600	1,886	1,773	10,105	11,373	7,847	8,832	▲11.2%
8月	12,793	14,040	4,695	5,625	17,488	19,665	14,802	16,645	▲11.1%
9月	7,240	8,071	1,973	1,686	9,213	9,757	7,679	8,132	▲5.6%
10月	6,396	6,388	1,123	714	7,519	7,102	4,966	4,691	5.9%
11月	7,206	8,169	1,153	829	8,359	8,998	5,798	6,241	▲7.1%
12月	6,946	7,374	774	640	7,720	8,014	4,571	4,745	▲3.7%
1月	6,182	7,001	644	575	6,826	7,576	4,273	4,743	▲9.9%
2月	5,505	5,324	484	343	5,989	5,667	3,238	3,064	5.7%
計	80,312	87,252	15,964	15,684	96,276	102,936	71,971	77,221	▲6.8%

※海路には、8月21日（にっぽん丸）、8月25日（ぱしふいっくびいなす）、10月21日（にっぽん丸）の大型客船寄港分が含まれています。

八丈島地熱館 駐車場の閉鎖について

東京電力株式会社が実施する八丈島地熱発電所の定期点検などに伴い、発電所敷地内において大型車両が作業します。つきましては、定期点検の円滑な実施および八丈島地熱館の来館者の安全確保のため、以下の期間、地熱館の駐車場を閉鎖します。期間中にご来館の際は、「えこ・あぐりまーと」の駐車場をご利用ください。なお、駐車場は閉鎖しますが、地熱館は開館します。

ご理解とご協力をお願いします。

■閉鎖期間 3月26日（木）～4月29日（水）、5月5日（火）～6月3日（水）

※天候などの理由により作業工程に影響が出た場合、期間を延長することがあります。

■発電所の点検などに関する問い合わせ 東京電力株式会社 八丈島事務所 電話 2-0009

■八丈島地熱館 電話 9-5426

■その他問い合わせ■ 企画財政課企画情報係 電話 2-1120



参加しませんか？
募集しています！

行事

催し

講座



「子どもと親のこころの健康教室」参加者募集(事前予約)のお知らせ

親子で歌って、見て、さわって、いっぱい心とからだを動かしてたくさん遊びます。親子で思い切り楽しめる教室です。事前予約制となっています。ご参加の申し込みをお待ちしています。

お父さんの参加もお待ちしています！



◎事前参加申込期間：4月6日（月）～5月13日（水）まで
（定員になり次第、受付終了となります）

親子で、ざんちゃん・きょんちゃんと遊ぼう！



千千んぷい おおきくなーれ！



開催日時：5月16日（土） 午前9時50分～午前11時

会場：八丈町保健福祉センター ホール

対象者：0～3歳までの乳幼児とその保護者（予約受付20組）
*4歳以上のお子様の同伴はできませんのでご了承ください。

講師：NPO 法人あそび環境 Museum アフタフ・バーバン
金子 ざん 先生 平川 恭子 先生

持ち物：☆水筒

☆汗拭き用タオルまたはハンカチ

☆動きやすい服装・室内ばきをご持参ください。

■予約・問い合わせ■ 福祉健康課保健係 電話 2-5570

八丈町放課後子どもプラン指導員の募集

対象者 ○体力に自信があり、子どもが好きで、町内に住所を有する方
※高校生についてはご相談ください。

業務内容 放課後子どもプラン（がじゅまる教室、とびっこクラブ（学童保育））に参加する小学生児童への指導や見守り

勤務場所 各小学校

勤務時間(シフト制) 放課後（おおよそ午後2時）～午後6時30分（土日祝日を除く平日）

時給 890円（保育士、幼稚園教諭、教員免許等保持者は優遇（要履歴書記載））

応募方法 八丈町の指定する履歴書（福祉健康課厚生係・教育課生涯学習係で受け取るか、八丈町ホームページからもダウンロードできます。）に写真を貼付のうえ必要事項を全て記入し、福祉健康課厚生係または教育課生涯学習係までお持ちください。

勤務条件など 八丈町臨時職員の任用に関する規程などによります。

採用の方法 応募順に名簿に登録され、名簿の中から適任者を選出し、面接を実施した後に決定します。

登録制度および注意事項 放課後子どもプラン事業の指導員として働くための希望登録制度です。指導員が必要になった時に、登録された方の中から選定します。

■問い合わせ■ 教育課生涯学習係 電話 2-7071



英会話教室 生徒募集！！ ～楽しく英語を覚えよう！～

- **受講** 小学生以上（八丈町在住の方）
- **クラス** ※時間・曜日により、クラスのレベルが異なります。詳しくは問い合わせください。
 - ①小学生クラス…小学生専用のクラスです。
 - ②一般クラス…大人向けのクラスです。（中・高校生含む）
 - ③ベビーママクラス…小さなお子さんをお持ちのママさん専用のクラスで、幼児を同伴して受講できます。
- **場所** 三根・大賀郷・中之郷公民館
- **応募方法** 応募締切4月17日（金）
 - ①教育課、各出張所にある「申込書」に記入のうえ、提出してください。
 - ②メールアドレスをお持ちでない方は、返信用封筒が別途必要です。（あて名を記入し、82円切手を貼付してください。）
 - ③申込締切後に、授業編成を行い、みなさんに通知します。



■問い合わせ■ 教育課生涯学習係 電話 2-7071

八丈町コミュニティセンターボウリング場 臨時職員募集

勤務先	職種	勤務時間	勤務日	募集人員	勤務開始日	時給
八丈町 コミュニティ センター	普通 作業員	日勤 午前8時30分～午後3時15分 夜勤 午後2時30分～午後9時30分	月15日 程度	1名	平成27年 5月1日	1,280円

※土・日・祝日の勤務があります。

※主な仕事内容：受付業務・ボウリング機器メンテナンス（機械修理など）

- **必要書類** 履歴書（町指定の様式）
八丈町ホームページ（<http://www.town.hachijo.tokyo.jp/>）からダウンロードするか、または教育課スポーツ学習係で受け取ってください。

● **応募資格** 八丈町に住所を有する方（見込みの方も含む）

● **申込期限** 平成27年4月15日（水）

■申し込み・問い合わせ■ 八丈町コミュニティセンター 教育課スポーツ学習係 電話 2-0797



町立八丈病院からの募集案内！

～職員募集～

◆看護師 若干名 ◆助産師 2名 ◆薬剤師 1名

- 対象者 資格保有者
- 選考方法 職員採用試験
- 1次試験 書類選考
- 2次試験（1次試験通過者のみ）筆記試験・口述試験（面接）

～調理業務（パート）募集～

- 対象者 健康状態が良好で調理に興味のある方
- 選考方法 面接など
- 内容 給食調理
- 提出書類 履歴書
- 勤務時間 応相談

～臨時看護助手（パート）募集～

- 対象者 健康状態が良好で看護に興味のある方
- 選考方法 面接など
- 内容 看護助手
- 提出書類 履歴書
- 勤務時間 応相談

※履歴書は八丈町ホームページからダウンロードするか、町立八丈病院事務局で受け取ってください。勤務条件など詳細については、問い合わせください。

■問い合わせ・申し込み■ 町立八丈病院事務局 電話2-1188

八丈町職員採用試験案内（事務職）

1 募集人数および応募資格 事務職 若干名

昭和55年4月2日以降に出生の、大学、短期大学（高等専門学校）、高等学校既卒者。

※建築物環境衛生管理技術者（ビル管理技術者）の資格をお持ちの方も募集しています。

なお、地方公務員法第16条の欠格条項に該当する方は、受験できません。

2 採用予定年月 平成27年4月以降

3 勤務場所 特に定めなし

4 試験の方法

一次試験 書類選考（提出書類により審査。結果は郵送）

二次試験 （1次試験通過者のみ）

(1) 筆記試験（一般教養など・論文）（活字印刷文による出題）

(2) 口述試験（個人面接）

5 応募の方法 提出書類を郵送もしくは直接お持ちください。

(1) 提出先 東京都八丈島八丈町大賀郷 2551 番地2

八丈町総務課庶務係 電話 2-1121

(2) 提出書類

ア 履歴書（町指定のもの・自筆） 1通

イ 写真（上半身脱帽正面向3cm×3cm・履歴書に貼ること） 1葉

ウ 最終学校卒業証明書（卒業証書の写し可） 1通

※大学、短期大学（高等専門学校）、高等学校の卒業がわかるもの

エ 健康診断書（町指定のもの） 1通

オ エントリーシート（町指定のもの・自筆） 1通

カ 書類選考の結果書の送付先を明記し、82円切手を貼った
返信用封筒（定型23.5×12cm） 1通

建築物環境衛生管理技術者の資格をお持ちの方は、資格を証明できる書類の写しを添付してください。

※上記の履歴書、健康診断書およびエントリーシートの町指定様式

八丈町公式ホームページ（<http://www.town.hachijo.tokyo.jp/>）の「八丈町について」中の「職員募集」を開き、同ページ下にある「指定様式」をご利用ください。

6 待遇 八丈町の職員の給与に関する条例等による（八丈町ホームページをご覧ください）

7 その他 二次試験日は一次試験通過後に決定します。

■問い合わせ■ 総務課庶務係 電話 2-1121

「島嶼会館宿泊予約のキャンセルのご連絡について」

平素は島嶼会館をご利用頂き誠にありがとうございます。

宿泊予約のキャンセルについて、ご連絡を頂けないままご来館されないお客様が多くいらっしゃいます。宿泊をご希望されているお客様にもご迷惑をお掛けする事態が発生しておりますので、ご予約をキャンセルされる場合は、お早めにお電話にてご連絡いただきますようお願い申し上げます。

なお、キャンセル料は以下のとおりとなりますので、あらかじめご了承ください。

《島嶼住民キャンセル料》

◎個人／当日18時以降のお取り消し…宿泊料金の50%

◎団体（10名以上）／当日10時以降のお取り消し…宿泊料金の50%

※連絡なし不泊の場合は宿泊料金の100%となります。

《ご連絡先》

〒105-0022 東京都港区海岸1丁目4番15号 島嶼会館

電話：03-3437-3061 FAX：03-3437-3848

ホームページアドレス：<http://www.tosho-kaikan.jp/>

SCHEDULE 2015 4月

三根 公民館	大賀郷 公民館	樫立 公民館	中之郷 公民館	末吉 公民館	八丈町保健 福祉センター	町立 八丈病院	立 多目的ホール 「おじゃれ」	坂上老人 福祉 社
三	大	樫	中	末	保福	町病	おじゃれ	上老

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3 高齢者健康教室 樫 10:00~12:00 両親学級 1日目 保福 13:30~15:30	4 フリージア インフィオラータ
5 フリージア インフィオラータ し尿収集運搬休業日	6 コミュニティセンター休館日 図書館休館日	7 高齢者健康教室 末 10:00~12:00	8	9 両親学級 2日目 保福 13:30~15:30	10	11 図書館おはなし会 10:00~11:00 し尿収集運搬休業日
12 樫立・中之郷地域敬老会 各公民館 11:00~13:30 し尿収集運搬休業日	13 コミュニティセンター休館日 図書館休館日	14 1歳6カ月児健康診査 保福 13:15~13:45 受付 子ども心理相談 保福 9:00~16:00	15	16 高齢者健康教室 中 10:00~12:00 もぐもぐ離乳食 保福 10:00~11:30 両親学級 3日目 保福 13:30~15:30	17 すくすく相談 保福 9:30~11:30	18
19 し尿収集運搬休業日	20 高齢者健康教室 三 10:00~12:00 コミュニティセンター休館日 図書館休館日	21 3-4カ月児乳児・ 産婦健康診査 保福 13:15~13:45 受付	22 4歳児歯科科診 保福 9:15~10:00 受付	23 両親学級 4日目 保福 13:30~15:30	24	25 し尿収集運搬休業日
26 し尿収集運搬休業日	27 コミュニティセンター休館日 図書館休館日	28	29 し尿収集運搬休業日 図書館休館日	30 図書館休館日		

町役場開庁日 平日 8:30 ~ 17:15

温泉休業日 ※定休日が祝日の場合は営業いたします。

町立病院 臨時診療日 (受付時間 / 8:00 ~ 11:00)

休業日	
ふれあいの湯	6日 13日 20日 毎週月曜日
みはらしの湯	7日 14日 21日 毎週火曜日
ザ・BOON	1日 8日 15日 22日 毎週水曜日
やすらぎの湯	2日 9日 16日 23日 毎週木曜日

	診療日	診療時間
耳鼻咽喉科	4月 6日(月) ~ 8日(水)	9:00~
糖尿病教室	4月 17日(金)	8:30~

※初めて町立八丈病院にかかる方は、8:30からの受付になります。

4/27~5/10までゴールデンウィーク臨時営業のため休まず営業します。

4月のゴミ分別回収

燃…燃やせるごみ びん…空きびん 資源…資源ごみ 害…有害ごみ 金属…金属ごみ 古着…古着

三根

大賀郷

樫立・中之郷・末吉

日	月	火	水	木	金	土
			1 資源 古着	2	3 燃・害	4
5	6 金属	7 燃・害	8 資源	9 びん	10 燃・害	11
12	13 金属	14 燃・害	15 資源	16	17 燃・害	18
19	20 金属	21 燃・害	22 資源	23	24 燃・害	25
26	27 金属	28 燃・害	29 資源	30		

日	月	火	水	木	金	土
			1	2 燃・害	3 金属	4
5	6 燃・害	7 資源 古着	8	9 燃・害	10 金属	11
12	13 燃・害	14 資源	15	16 燃・害 びん	17 金属	18
19	20 燃・害	21 資源	22	23 燃・害	24 金属	25
26	27 燃・害	28 資源	29	30 燃・害		

日	月	火	水	木	金	土
			1 資源 古着	2 燃・害	3 金属	4
5	6 燃・害	7	8 資源	9 燃・害	10 金属	11
12	13 燃・害	14	15 資源	16 燃・害 びん	17 金属	18
19	20 燃・害	21	22 資源	23 燃・害	24 金属	25
26	27 燃・害	28	29 資源	30 燃・害		

※第3土曜日は施設点検の為、クリーンセンターのごみ受付業務を停止します。